

議案第63号

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正による通知カードの廃止に伴い、所要の改正をするため提案する。

南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

南風原町手数料徴収条例（平成12年南風原町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「南風原町住民基本台帳カード利用条例（平成18年南風原町条例第25号）第2条各号に規定する自動交付機及び多機能端末機（以下「自動交付機等」という。）の手数料を含む。」を「南風原町個人番号カード利用条例（平成27年南風原町条例第21号）第2条第2号に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）の手数料を含む。」に改める。

別表中「自動交付機等」を「多機能端末機」に、

「

(9) 個人番号カードの再交付	1件につき 800円
(10) 通知カードの再交付	1件につき 500円
(11) 住民票に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき 300円
(12) 印鑑登録証の交付	1件につき 400円
(13) 印鑑登録証明書の交付	1件につき 300円。ただし、多機能端末機による場合は、200円とする。
(14) 身分証明書の交付	1件につき 300円
(15) 住民基本台帳の閲覧	1件につき 300円
(16) 戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円。ただし、多機能端末機による場合は、200円とする。
(17) 臨時運行許可申請手数料 ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第2項において	1両につき 750円

準用する場合を含む。)の規定に基づく 自動車の臨時運行の許可の申請に対する 審査に係る臨時運行許可申請手数料	
(18) 租税公課に関する証明	1件(1枚)につき 300円。ただし、多機能端末機による場合は、200円とする。1枚増すごとに50円を加算する。
(19) 資産に関する証明	1件(1枚)につき 300円。1枚増すごとに50円を加算する。
(20) 住宅用家屋証明手数料 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の 新築又は取得をした家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件につき 1,200円
(21) 地籍図等の写しの交付	1枚につき 300円。ただし、航空写真については、500円とする。
(22) 固定資産課税台帳の閲覧	1件につき 100円
(23) 固定資産課税台帳に関する証明	1件につき 300円
(24) 公簿又は図面の閲覧	1件につき 100円
(25) 公簿公文書の写しの交付	1件につき 200円
(26) 地縁による団体に関する証明	1件につき 300円
(27) 犬の登録	1頭につき 3,000円

(28) 犬の狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき 550円
(29) 犬の鑑札の再交付	1頭につき 1,600円
(30) 犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき 340円
(31) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料（愛がん飼養を目的としたメジロに係るものに限る。）	1件につき 3,400円
(32) 農業関係に関する証明の交付	1件（1枚）につき 300円 ただし、1枚増すごとに50円を加算する。なお、実地調査を要するものについては、1件300円を加算する。
(33) 優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 70,000円
(34) 優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下のときは5,200円、100m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以下のときは7,200円、500m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のときは10,000円、2,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のときは29,000円、10,000m <sup>2</sup> を超え50,000m <sup>2</sup> 以下のときは35,000円、50,000m <sup>2</sup> を超えるときは47,000円
(35) 都市計画に関する証明の交付	1件につき 300円
(36) 備付図面の謄本又はその原本の写し	1枚につき 300円
(37) 前各号以外の証明	1件につき 300円

を

「

(9) 個人番号カードの再交付	1件につき 800円
(10) 住民票に記載した事項に関する証明書の交付	1件につき 300円
(11) 印鑑登録証の交付	1件につき 400円
(12) 印鑑登録証明書の交付	1件につき 300円。ただし、多機能端末機による場合は、200円とする。
(13) 身分証明書の交付	1件につき 300円
(14) 住民基本台帳の閲覧	1件につき 300円
(15) 戸籍の附票の写しの交付	1件につき 300円。ただし、多機能端末機による場合は、200円とする。
(16) 臨時運行許可申請手数料 ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項（同法第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査に係る臨時運行許可申請手数料	1両につき 750円
(17) 租税公課に関する証明	1件（1枚）につき 300円。ただし、多機能端末機による場合は、200円とする。1枚増すごとに50円を加算する。
(18) 資産に関する証明	1件（1枚）につき 300円。1枚増すごとに50円を加算する。

<p>(19) 住宅用家屋証明手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査</li> </ul>	<p>1 件につき 1,200円</p>
<p>(20) 地籍図等の写しの交付</p>	<p>1 枚につき 300円。ただし、航空写真については、500円とする。</p>
<p>(21) 固定資産課税台帳の閲覧</p>	<p>1 件につき 100円</p>
<p>(22) 固定資産課税台帳に関する証明</p>	<p>1 件につき 300円</p>
<p>(23) 公簿又は図面の閲覧</p>	<p>1 件につき 100円</p>
<p>(24) 公簿公文書の写しの交付</p>	<p>1 件につき 200円</p>
<p>(25) 地縁による団体に関する証明</p>	<p>1 件につき 300円</p>
<p>(26) 犬の登録</p>	<p>1 頭につき 3,000円</p>
<p>(27) 犬の狂犬病予防注射済票の交付</p>	<p>1 頭につき 550円</p>
<p>(28) 犬の鑑札の再交付</p>	<p>1 頭につき 1,600円</p>
<p>(29) 犬の狂犬病予防注射済票の再交付</p>	<p>1 頭につき 340円</p>
<p>(30) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料（愛がん飼養を目的としたメジロに係るものに限る。）</p>	<p>1 件につき 3,400円</p>

(31) 農業関係に関する証明の交付	1件(1枚)につき 300円 ただし、1枚増すごとに50円を加算する。なお、実地調査を要するものについては、1件300円を加算する。
(32) 優良宅地造成認定申請手数料	1件につき 70,000円
(33) 優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100m <sup>2</sup> 以下のときは5,200円、100m <sup>2</sup> を超え500m <sup>2</sup> 以下のときは7,200円、500m <sup>2</sup> を超え2,000m <sup>2</sup> 以下のときは10,000円、2,000m <sup>2</sup> を超え10,000m <sup>2</sup> 以下のときは29,000円、10,000m <sup>2</sup> を超え50,000m <sup>2</sup> 以下のときは35,000円、50,000m <sup>2</sup> を超えるときは47,000円
(34) 都市計画に関する証明の交付	1件につき 300円
(35) 備付図面の謄本又はその原本の写し	1枚につき 300円
(36) 前各号以外の証明	1件につき 300円

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。